

## 役員及び評議員の報酬等規程

社会福祉法人東京児童協会

(目的)

第1条 この規程は、当法人の役員及び評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事の報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 理事長及び理事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 報酬の額が規定の額を超えた場合は、実費を支払うものとする。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第4条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費および宿泊費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 日当は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(役員等の職務証跡)

第7条 役員等は、法人職務証跡資料として、職務証跡の作成に協力するものとする。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

この規程は、平成29年4月1日より適用する（平成29年5月30日理事会議決）

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬 (日額)	15,000円	3,000円
監事出席報酬 (日額)	15,000円	3,000円
評議員会出席報酬 (日額)	0円	3,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等 (日額)	0円	0円
理事業務報酬等 (日額)	15,000円	3,000円
監事監査指導報酬等 (月額)	100,000円	3,000円

別表 3 (日額)

旅 費	宿泊費	日 当	その他
実 費	実 費	15,000円	実 費

\* 上記の金額から、源泉徴収税を差し引いた金額を支給する。(29年6月26日評議員決議)

\* 支給方法については、月末締め、翌月25日に口座振り込みとする。